開閉制御装置（航空機用のものを除く。）	民生用電気機械器具	電球、配線及び電気照明器具	通信機械器具及び無線応用装置	民生用電子機械器具
開閉制御装置	電気がま 食器洗い乾燥機 電気冷蔵庫 クッキングヒーター 換気扇 電気温水器 自然冷媒ヒートポンプ式給湯機 家庭用電気井戸ポンプ 電気洗濯機 電気掃除機 温水洗浄便座 電気かみそり 電気マッサージ器具	電球 配線及び電気照明器具	電話機 電話応用装置 ファクシミリ 交換機 搬送装置 無線通信機器（衛星通信装置を含む。） ネットワーク接続機器	薄型テレビ（放送用を除く。） デジタルカメラ カーオーディオ カーナビゲーションシステム 補聴器
開閉機器	白熱電球 放電ランプ LED ランプ 配線器具 電気照明器具	ボタン電話装置 インターホン		
従事者百名以上のもの	従事者百名以上のもの	従事者百名以上のもの	従事者百名以上のもの	従事者百名以上のもの
従事者五十名以上百名未満のもの	従事者五十名以上百名未満のもの	従事者五十名以上百名未満のもの	従事者五十名以上百名未満のもの	従事者五十名以上百名未満のもの
機械器具月報（その三十）	機械器具月報（その三十一）	機械器具月報（その三十二）	機械器具月報（その三十三）	機械器具月報（その三十四）
二部	二部	二部	二部	二部
翌月十日	翌月十日	翌月十日	翌月十日	翌月十日
経済産業局長	経済産業局長	経済産業局長	経済産業局長	経済産業局長
翌月十五日	翌月十五日	翌月十五日	翌月十五日	翌月十五日
翌月十五日	翌月十五日	翌月十五日	翌月十五日	翌月十五日
機械器具月報（その三十一）	機械器具月報（その三十一）	機械器具月報（その三十二）	機械器具月報（その三十三）	機械器具月報（その三十四）
二部	二部	二部	二部	二部
翌月十日	翌月十日	翌月十日	翌月十日	翌月十日
都道府県知事	都道府県知事	都道府県知事	都道府県知事	都道府県知事
翌月十五日	翌月十五日	翌月十五日	翌月十五日	翌月十五日
翌月十五日	翌月十五日	翌月十五日	翌月十五日	翌月十五日
経済産業大臣の指定するもの	経済産業大臣の指定するもの	経済産業大臣の指定するもの	経済産業大臣の指定するもの	経済産業大臣の指定するもの
機械器具月報（その三十一）	機械器具月報（その三十一）	機械器具月報（その三十二）	機械器具月報（その三十三）	機械器具月報（その三十四）
一部	一部	一部	一部	一部
翌月十五日	翌月十五日	翌月十五日	翌月十五日	翌月十五日
経済産業大臣	経済産業大臣	経済産業大臣	経済産業大臣	経済産業大臣
翌月十五日	翌月十五日	翌月十五日	翌月十五日	翌月十五日